

大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第12号

大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程等の一部
を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(届出) 第 2 条 新たに職員となった者に扶養親族（<u>規程第14条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの（以下「7級以上職員」という。）にあつては、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を企業長が定めるところにより企業長に届け出なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u> (2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</u>	(届出) 第 2 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに<u>該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を企業長が定めるところにより企業長に届け出なければならない。</u> (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（<u>大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u> (3) <u>条例第6条第2項第2号から第5号</u>

(認定) 第3条 企業長は、職員から前条の規定による届出があったときは、当該扶養親族が条例第6条第2項に定める要件を備えているかどうか等を確認して認定しなければならない。 2—4 (略) (支給の始期及び終期) 第4条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においては、その者が職員となった日、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、7級以上職員以外の職員から7級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員となった日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族(7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。	<u>までの扶養親族(以下「扶養親族たる子、父母等」という。)がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)</u> <u>(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)</u> (認定) 第3条 企業長は、職員から前条の規定による届出があったときは、当該扶養親族が条例第6条第2項に定める要件を備えているかどうか<u>又は配偶者のない旨等</u>を確認して認定しなければならない。 2—4 (略) (支給の始期及び終期) 第4条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、<u>扶養親族がない職員に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u>
---	--

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) 扶養手当を支給されている職員に更に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合 (2) 扶養手当を支給されている職員の扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第2条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがある7級以上職員が7級以上職員以外の職員となった場合 (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第2条の規定による届出に係るものがある給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）が6級職員及び7級以上職員以外の職員となった場合 (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第2条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で7級以上職員以外のものが7級以上職員となった場合 (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第2	2 扶養手当は、これを支給されている職員に更に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を支給されている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を支給されている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を支給されている職員に更に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を支給されている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
--	--

<u>条の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び7級以上職員以外のものが6級職員となった場合</u> <u>(7) 職員の扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るもののうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> 附 則 1・2 （略） <u>（平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の読替え）</u> 3 <u>平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第1条中「大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「規程」という。）第41条」とあるのは、「大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第10号）附則第2項から第4項までの規定により読み替えられた大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「規程」という。）第41条」とする。</u>	附 則 1・2 （略）
--	---------------------------

（大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部改正）

第2条 大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9条 （略） <u>（平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の読替え）</u> <u>第10条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条中「大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）第2条」とあるのは、「大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程等の一部を改正する規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第12号）附則第2項から第4項までの規定により読み替えられた大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）第2条」とする。</u>	第9条 （略）

--	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程(以下「改正後規程」という。)第4条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第2条、第3条及び第4条の規定の適用については、第2条中「扶養親族(規程第14条に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの(以下「7級以上職員」という。))にあっては、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。)第6条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))に限る。))がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。))」と、同条第1号中「場合(7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあるのは「場合」と、同条中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。))」

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(大とあるのは、(3) 扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号から

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職
大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年
第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母
員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。))
大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。)第6条第2
族たる父母等」という。))がある職員が配偶者のない職員となった場

項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))又
合(前号に該当する場合を除く。))

は同項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日

以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至っ

た場合を除く。)

と、第3条第1項中「要件を備えているかどうか
」

等」とあるのは「要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨等」と、第4条第1項中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（7級以上職員」とあるのは「なった日、職員に扶養親族（規程第14条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの（以下「7級以上職員」という。））」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第2条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級以上職員以外の職員から7級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を支給されている職員について第2条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で第2条の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を支給されている職員のうち扶養親族たる子

で第2条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を支給されている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後規程第4条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第2条及び第4条の規定の適用については、第2条中「扶養親族（規程第14条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの（以下「7級以上職員」という。）にあつては、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあるのは「場合」と、同条第2号中「扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号」とあるのは「大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）又は同項第3号」と、「場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第4条第1項中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（7級以上職員）」とあるのは「なった日、職員に扶養親族（規程第14条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの（以下「7級以上職員」という。））」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第2条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級以上職員以外の職員から7級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定

による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後規程第4条第2項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後規程第2条及び第4条の規定の適用については、第2条中「扶養親族（規程第14条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの（以下「7級以上職員」という。）にあっては、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあるのは「場合」と、同条第2号中「扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号」とあるのは「大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）又は同項第3号」と、「場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第4条第1項中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（7級以上職員）」とあるのは「なった日、職員に扶養親族（規程第14条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの（以下「7級以上職員」という。））」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第2条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級以上職員以外の職員から7級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子

で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「6級であるもの(以下「6級職員」という。)」が6級職員及び7級以上職員」とあるのは「6级以上である職員(以下「6级以上職員」という。)」が6级以上職員」と、同項第6号中「6級職員及び7級以上職員」とあるのは「6级以上職員」と、「が6級職員」とあるのは「が6级以上職員」とする。